

要請訪問 参考資料 (公立幼稚園及び幼保連携型認定こども園・小学校・中学校)

		要 請 訪 問 A		要 請 訪 問 B					
申請書送付先	目的	研究保育・授業に伴う保育・授業研究会において指導助言を行い、指導方法・技術等の向上を図る。		実践課題や研究主題の協議において指導助言を行い、郡市町村単位の研修及び文部科学省・県指定研究校の校内研修、ICT の活用や教育の情報化及び特別支援教育、小学校外国語教育に関する研修の充実と指導力の向上を図る。					
	派遣者	校内授業研究会	郡市部会(教科・教科外)授業研究会	郡市町村単位の研修(授業研究によらない)	文部科学省・県指定研究校		ICT の活用や教育の情報化に関する研修	特別支援教育に関する研修	小学校外国語教育に関する研修
					校内研修	郡市部会(教科・教科外)研修			
総合教育センター	学校教育指導員	○ 注1	○	×	○	○	/	○	○
	学校訪問指導員	○	○	○	○	○	/	/	/
担当指導主事の所属課	指導主事 総合教育センター 義務教育課 体育健康安全課 人権教育課 教育 DX 推進課	×	×	○	○	○	○	○	○
	指導主事 総合教育センター	○ 注2	○ 注2	/	/	/	/	/	/
例			・ 郡市人権教育研究大会		・ 事前研修 (県教育研究会) (中四国大会) (文科人権)				

注1 自校に該当教科の指導教諭がない場合に限る。

注2 学力テスト(国・算・数・理)の課題解決や学習ガイドの活用に関する派遣に限る。

*学校教育指導員は、公立幼稚園長、小・中学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭の中から、校種、各教科等別に委嘱する。

*学校訪問指導員は、元幼稚園長、小・中学校長の中から、各教科等別に委嘱する。

*要請訪問Bについては、研究指定が決定している場合、3年前から派遣が可能である。